

- 一 大照院の山をおも影<sup>注3</sup>ト云松本橋の西
- 一 小川権左衛門屋敷<sup>注4</sup>ノ端を塩見坂ト云
- 一 益田河内屋敷<sup>注5</sup>を松虫か嶽ト云
- 一 右の崎<sup>注6</sup> 上白見か嶽と云

萩古實書 又一書瀨城志

- 一 萩と云名昔ハ阿武郡萩津浦ト云り 此名ハ山口屋形大内義隆公正判<sup>欠字</sup>(物)川嶋指月山善福寺に天文の比義隆<sup>ころ</sup>公御判物 阿武郡萩津浦にて壹町と有 此寺永亨

図

【注1】薬師堂 現松本市広巖寺。山号花園山。天平年中の創建と伝える。薬師堂を起原として永享年中(1429〜40)に天台宗花園山安養寺が建立された。のち荒廃して薬師堂のみ残っていたので、慶長年中、毛利氏萩打入の時、開山一天大佐和尚が再興し廣巖寺と寺号を改めた。(「萩市史」第一卷99頁参照)

【注2】唐人山 萩市大字椿東。東光寺の東裏手の山。

【注3】おも影 面影山。平野山城。標高260m。享保の頃から面影山(佛山とも)の名称が用いられた。古くは桜山とも呼ばれた(「萩市史」第一卷86頁参照)

【注4】小川権左衛門屋敷 不明。奥玉江の小名に塩見坂あり。「萩古実未定之覚」では「権右衛門」となっている。

【注5】益田河内屋敷 「萩古実未定之覚」では益田孫左衛門殿屋敷と書かれている。孫左衛門は井原就祥で益田元堯5男、初就堯、山三郎、内記、三郎兵衛、孫左衛門 井原彦右衛門就俊養子

【注6】右の崎 右の先(「萩古実未定之覚」による)

【11頁】

年中翔天和尚草創也 御城山ノ麓に有しなり  
恒歳考<sup>注1</sup> 二川嶋今の寺地所替 御正抛物 其外再三ノ

- 一 旧記録焼失と云 川嶋中所持セシ所ニ曠野支配難成 後公儀へ差上候とか傳 今高式石御除地<sup>注2</sup>あり
- 一 開山前住建長<sup>建長寺</sup> 翔天源溜和尚 石州安国寺隠居
- 一 嘉吉元酉八月八日遷化<sup>注3</sup> 右往古ハ東福寺末寺也 五世南禅へ<sup>へ</sup>転任ス 杲甫雪祥代万治三ヨリ天樹院末 中興
- 一 桂 本元<sup>注4</sup> 代 證文アリ 長門国阿武郡萩津浦ノ内壺町ノ地元周桂本僧開發之事 所々は所令の誤記 所 令 寄 附 善 福 寺 也 て入れはやく
- 一 可寺務之状如件 天文十九年十二月十八日 大内義隆 太宰大式書判<sup>注5</sup>
- 一 御城山の名を指月山ト云 是ハ壁岩<sup>注6</sup> 二有りと 又涅槃經二曰ク

【注1】恒歳考 「恒歳ハ伊藤茂右衛門也」(本文書62頁参照)。

【注2】除地 寺領の一種。藩主の菩提寺院や少数の由緒寺社が地方知行や浮米知行を持ち、租税を寺社に収めて一般藩士の知行と変わりないので、除地は普通の寺社に対して維持や祭礼料として一般的に行われ、寺社敷(境内)、寺社家宅地、所有又は縁故田島の一部又は一部の高反別に限って貢租を免ぜられ、俗に寺領、社領と称した。(山口県近世史研究要覧)

【注3】遷化 (せんげ) 高僧の死去をいう。

【注4】桂本元 善福寺中興の祖、元圃桂本

【注5】長門国：太宰大式書 判 大内義隆の寄進状。「萩市史」第一卷104頁にこの証文の写真掲載されている。それによると「萩津浦ノ内壺町ノ地」は「萩浦内壺町地」の誤記。太宰大式は大内義隆のこと。天文6年(1537年)一月六日、從四位上に昇叙。大宰大式・左兵衛権佐如元。

【注6】壁岩 「碧巖録」のこと。中国の仏教書。別名に仏果園悟禅師碧巖録。碧巖集とも呼ばれる。特に臨済宗において尊重される、代表的な公案集。全10巻。

【12頁】

すつだらの教えはつきをさすかとし  
修多羅教 若指月<sup>注1</sup> 山此字を用ゆる也 萩の<sup>諺?</sup>か云 指月に多  
羅地ト云 之南に修多羅山永福寺有也 同考修多羅山  
圓覚院永福寺 往古延喜年中 逆髮皇子<sup>注2</sup> 当地遷幸

ノ時 為御祈願所御建立 御本尊文殊不動御安置 真言

沙門智覚阿闍梨初住ト云いし

霧か岡永福寺注3を写スト云傳ふ 従往古椿八幡宮 坊額一枚  
修多羅山竹溪間人注4筆 本寺満願寺御袖判有之

弘治三年二月廿七日 桂上総介元忠判 国司右京亮元武

判 児玉三郎左衛門元良判 兼重左衛門元宣判 抱ノ小社明木  
ノ内矢代ト云所 河内五社大明神棟札永禄元ト有之也

一 御城地往古 北条上野前司直元注5

【注1】修多羅教の教え(真理)は月(真理)を指し示す指(真理を説く道具)の様なものである。もしも月(真理)を見ることができれば、所標すなわち指(道具)は月(真理)とは異なることを了知するはずである。一切の如来が菩薩に開示する種々なる言説も同様である」という意味。すなわち、真理と經典(修多羅)の関係を月と指の比喻で示した一文。(木村隆徳「萩のシンボル」指月についてより)

【注2】逆髪皇子 醍醐天皇の皇子。

【注3】霧か岡永福寺 永福寺は頼朝公が鎌倉に建立した三大社寺(鶴岡八幡宮・勝長寿院・永福寺)の一つに数えられる大規模な寺院であった。応永12年焼失。

【注4】竹溪間人 〃

【注5】北条上野前司直元 長門探題北条時直の誤り。「萩藩閥閥録」の「吉見家譜」に元弘3年3月24日、吉見頼行は後醍醐帝から次のような綸旨を賜ったとある。

『今度朝敵高時カ一類、北条上野前司直元近日伯州工発向之由依之使頼行、為被等討手之大将、唯今所被差向也、早引防長芸石之軍士、可致直元征伐之策者也、綸旨如此、仍執達如件』

元弘三年三月廿四日

吉見三河守殿 〃

文中「北条上野前司直元」は長門探題北条時直の誤り。北条時直が近々伯耆国に発向するので、頼行を討手の大将として防長芸石の武士を率いてこれを討伐するよう、という綸旨であるが吉見頼行は延慶2年(1309)に没しており、この綸旨は偽書の一つと考えられている。しかし、吉見氏が大将として長門探題北条時直を討伐した史実は明らか。

左少将奉之

【13頁】

居城也 其後吉見大蔵大の誤記太輔正頼注1出城ト云 慶長九四月朔日

輝元公防州山口ヨリ萩江被成御越 四五日御滞留ニテ狩野

太郎左工門注2江絵図被仰付雲谷狩野家へ一通り門弟ト成 六月朔日御繩張ニ而

過半成就ニ付 同年十一月廿八日御入城

輝元公 時に御歳五十式歳也 吉川藏人廣家法名如兼公の

御繩張 御作事奉行三浦内左衛門注3ト云 恒歳考元澄慶長十七子七月より元和元卯ノ二月迄四年御国当職座

一 慶長五年庚子関か原陳後 山口糸米注4に暫く被成御座 左候而

御城地御願被成候処 萩を御差図有之 同九年辰年被成御打入候

其後万代不易の瀨城はぎとハなりぬ 一書二同七年ヨリ御普請

始るトあり不審 大照院様御代三田尻桑山江御替之

思召有之候処 表方の御首尾御内證留候様相聞へ如何敷

【注1】吉見大蔵太輔正頼 49頁注2参照。

【注2】狩野吉左工門 慶長九年四月朔日、毛利輝元は萩築城の為「狩野太郎左衛門へ絵図被仰付」。太郎左衛門は雲谷派の画家で一通り狩野門弟となる。(萩市史第一巻112頁)

【注3】三浦内左衛門 萩藩当職(慶長七年七月より元和元年二月まで)、三浦内左衛門尉元澄。萩築城の作事奉行を務めた。

【注4】糸米 山口市糸米。覚皇寺の館?。

【14頁】

と亭止てやめニ相成候由 右之節御熨計をも御取被成候桑の山の上を

切平け佐波川を城下屋敷前を通り候様出来可申由ニ而

御鞞初迄被仰付候由 泰巖院様御代 村田次郎左衛門

後に大目附仕候人 右之絵図見候由二候事

恒歳考一書桑山ハ往古 豊前宇佐ヨリ桑門ユサノカド注1此地に

来り見ルに 霊木四拾八本アリ 是則弥陀本願の数なり

不思議なりとて桑の山と名付 桑ノ字則 見レ八十ノ字四ツ

八ノ字一ツ也 四十八ヲ弥陀名号六字を以約する時ハ六八四十  
八也

依之八ヶ寺ヲ建立候 所謂大輪寺・小輪寺・日輪寺・月輪寺・

天徳寺・潮音寺・本覚寺・正覚寺ト云也 右之内四ヶ寺ハ

破損シ 今残ルハ天徳寺・小輪寺・潮音寺也 大輪寺旧跡ハ今

【注】桑門 出家して仏門を修める人。僧侶。

【15頁】

地藏堂也ト里人の説也ト云候

一 御打入の年 明暮常念寺注1に御座候故 彼年始三日迄ハ

仏前ニテ鳴物抔打候而 勤を仕候事致用捨候由 尔今右之

通りと云り 此寺今の浜崎佐々部屋敷注2の邊に阿り

下屋敷ハ今の堅田安房屋敷注3樽屋町と云 此寺右之通

功有之寺故 御意を以御名代の為に大旦那五人被成御付候

五人ハ渡辺飛驒・粟屋紀州・赤川筑州・兼重泉州 本寺

智恩院長栄山と云 号ハ五人之内渡辺飛驒か法名を以

山号に用ゆる也

長鑑注4 按ニ御家中御打入と唱へ来る也 大神君徳川家康天正

十八年江戸の御城御入国ト記シタル物多シ 然れば御両国ニ

【注1】常念寺 浄土宗、長栄山不断院常念寺。天文元年(1552)古萩の旧地に創建。開基は

阿部藤兵衛家貞、開山は信譽西阿(天正三年歿)。家貞は吉見頼興の家臣で寺号の常

念は彼の法名。毛利氏萩打入りの際、当寺に滞在した毛利輝元一行を迎えて接待に

努めた。その功で輝元は当寺の為に五人の大旦那を付けることを命じたが、その一人

渡辺飛驒守の法号長栄が山号「長栄山」に用いられたという。

【注2】佐々部屋敷 場所は下五間町。佐々部は不明。

【注3】堅田安房屋敷 堅田安房就正(萩藩当職、承応元年七月廿日から明暦三年五月一

日まで)又は堅田安房就政(萩藩当役、万治二年一月八日から寛文二年七月まで)

【注4】長鑑 不明。この「秘笈瀾城古実記」を筆者した人の号と考えられる。

【16頁】

被仰付萩江御入城ナレハ 御入国ト唱へ然るへし 恒歳考

常念寺 長栄寺不断院ト云 天文元辰開山信譽

西阿注1壇越阿部藤兵衛家貞注2ト同志 立一宇

毛利輝元 天樹君 慶長六御入国ノ時一歳 当寺御滯座

寛文九 類焼之節御判物代書等 多 焼 漸 二一通

古筆物等少々 残ル 今の門ハ伏見御裏門注3ヲ御引セ候云々

鴨居獅子式疋左り甚五郎注4作ト云 焼門ハ残ル 御判物

慶長拾五 二月六日輝元公元和四 十二月四日御

同判也 当麻曼多羅注5 惠心注6の筆 本朝三幅ノ随一ト云

弥陀ノ絵 俊乗坊注7筆 其外略之

一 萩御打入之節迄ハ国守と云者住居にて今も其末の



【注1】信譽西阿（萩市史第一卷109頁）。西阿（同442頁）。何れが正しいか。

【注2】檀越阿部藤兵衛家貞（注1）参照。檀越は旦那のこと。

【注3】伏見御裏門（常念寺表門はもと京都聚樂第の裏門であつたと伝えられ、毛利輝元が豊臣秀吉から与えられ、伏見の毛利邸に移築したものを、さらに輝元が萩城築城前に当寺を宿所にした縁によつて、寛永十年（1633）常念寺の表門として移築寄進したものである。門の形式は和様四脚門で両袖に潜戸がついている。屋根は切妻造り本瓦葺きで、桁行3.6m、梁間3.12mあり、規模的にはあまり大きくないが木割は雄大である。特に木鼻や板臺股の刳形の力強さ、外にはみ出した桐・牡丹の臺股彫刻の豪放さはよく桃山時代の特色をうかがうことができる。

【注4】甚五郎（江戸時代初期に活躍したとされる伝説的な彫刻職人。足利家臣伊丹左近尉正利を父として、文禄3年

（1594年）播州明石に生る。十三歳で京都伏見禁裏大工棟梁遊左法橋与平次の弟子となり、元和五年（1619年）に江戸へ出て、徳川家大工棟甲良（こうら）豊後宗広の女婿となり、堂宮大工棟梁として名を上げた。江戸城改築に参画し、西の丸地下道の秘密計画保持のために襲われたが、刺客を倒し、寛永十一年（1634年）から庇護者老中土井大炒頭利勝の女婿讃岐高松藩主生駒高俊のもとに亡命。その後、寛永十七年（1640年）に京都に戻り、師の名を継いで禁裏大工棟梁を拝命、法橋の官位を得た後、寛永十九年（1642年）高松藩の客文頭領となつたが、慶安四年頃（1651年）に逝去。享年五十八。

【注5】当麻曼陀羅（奈良の当麻寺に伝わる中将姫伝説のある蓮糸曼

茶羅と言われる根本曼茶羅の図像に基づいて作られた浄土曼茶羅の総称。現今は浄土変相図と呼ぶ。当麻曼茶羅の他に智光曼茶羅と、清海曼茶羅とを合わせて浄土三曼茶羅と称す。

【注6】恵心（平安時代中期の天台宗の僧源信で「恵心僧都」（えしんそうず）と尊称された。浄土真宗七高僧の第六祖とされる。天慶五年（942）、大和国北葛城郡当麻の生れ。寛仁元年六月十日（1017）七六歳で示寂。

【注7】俊乗坊（東大寺大勧進職として源平の争乱で焼失した東大寺の復興を果たした僧重源（ちようげん、1121〜1206）のこと。房号は俊乗房（俊乗坊とも）。

## 【17頁】

子孫有之 凡此者ハ往古以来長者と唱へ来れり 阿武郡を  
宰判仕候様申傳へり 又此邊町数作り故二仕来り 只今も少々

御免地注1有 佐方坂・中津江等の氏廿余（廿）な国守の家ヨリ出しと云

住吉の社人中津江主計物語あり 国守ハ聖武帝奈良大仏

殿御建立之時大功阿りて注2青木の前と云官女を国守の某か

妻に賜りけるとかや 其人の塚今の居宅の南に少しの森阿る

是にて年々祭事有 其節ハ主計相勤候由物語り也 正判物等

紛失 去宝永の比（くら）奈良の僧萩江下り候節相尋 龍蔵寺

縁起を奈良より差下し候由 国守時代御打入之節迄ハ萩

山口辺只四十軒計りも民家有しと也其證未知之今も玉江の穢

多共万歳楽を唱へて元日の暁天に国守宅にて舞仕廻 其後

【注1】御免地（地租を免除された土地）

【注2】大仏殿御建立之時大功阿り（国守氏は聖武天皇の大仏建立に当たり白牛を買して功績があつた。〔萩市史〕第一卷50頁）

## 【18頁】

世上へ出申と也 我等市中ニテ万歳の唱へを聞に国守の長者

とのと云言葉阿り

長鑑 按（あんずる）二元日の早天国守宅ニテ万歳をと唱へ（衍字）それより

御城御臺所ニテ万歳を唱舞て其日ハ外を通らぬと云

傳ふ 右穢多玉江ニテ権左衛門と云 山口羽坂垣の内注1を始

其外

乃穢多頭なり

恒歳考龍蔵寺注2ハ白牛山と云 天平年中聖武帝勅願ノ

旧跡 平城帝大同元 伽藍二十八 本尊聖観音 行基（1368〜74）ノ作

堂ハ竹田番匠注3建ト云 往古南都宗注4応安ノ比禅ニ改ム鎌倉

建長寺ト云 開山石屏真悟禅師注5 延文元当山江来り

為官寺注6ト云開山帰朝ノ時

蓮の誤記

祥注7ト云仏師持来リ仁王

【注1】山口羽坂・垣の内山口市下宇野令、羽坂・垣の内。

【注2】龍蔵寺臨済宗南禅寺派、山号白牛山。天平年中行基を開山として創建。聖武天皇勅願の由緒あり、塔頭五院を擁した萩地方屈指の古刹。鎌倉・南北朝時代国内に禅宗の影響が強まり、それまで南都三輪宗だった当寺も禅宗に転じた。

【注3】竹田番匠不明。

【注4】南都宗南都六宗のことか。法相宗、三論宗、俱舍宗、成実宗、華嚴宗、律宗。龍蔵寺は三論宗。

【注5】石屏真悟禪師石屏子介しつべい（すかい）和尚。宋靈山道隱の法灯を嗣いだ五山の高僧。興国三年元（1062）に渡り、正平十一年（1150）延文元年（1154）帰国。大内氏の帰依厚く、建徳二年山口香積寺を開創、ついで龍蔵寺を臨済寺院として中興した。

【注6】官寺石屏子介が延文元年龍蔵寺に來り、朝廷に奏上して官寺たるの綸旨、御教書を賜った。官寺とは朝廷または国衙が伽藍の造営・維持費等を拠出している寺院。狭義では食封や墾田保有権（莊園私有の権利）を国家が与え運営される寺院。大寺・官大寺と同義。国分寺・国分尼寺も官寺。また小規模な有封寺（有食封寺）や勅願寺、官の保護を受けた定額寺も官寺に准じる。

【注7】蓮祥本文書19頁註1参照。「蓮」の意味不明の文字は「蓮」の一字を誤記したものと考え。

【19頁】

今其面注1有之 并同作の古仏多シ 一東山外集注2 一石屏ノ筆

当山秘書 一当寺縁起一袖 勸修寺式品注3 親王ノ御筆 一大

盤若書本応永申午注4

一 川嶋善福寺今指月山と云 往古の証拠無紛候 是八前二記之

一 御本丸と唱申地ハ御住居故に唱候哉 古キ物にハ山上ニて本丸二の丸もあり 今のご住所ハ天守郭となり

一 御本丸の橋の外に有一本の松ハ有倉松と云今有倉三郎左衛門先祖也 右衛門尉頼介注5 法躰して名を午佐ト改メ候此屋敷今の御

武具方より後に有しと也 其節何となく植置候由世に茶坊の様云伝へ也 左様にてハ無之 此家ハ吉見氏也 御城御普請の時分此松枝ハ日用正しくは「日置の者らしい」ニて注6 割籠を懸置候ハ枝々 撓たわみ候由申傳へ也

【注1】仁王の面石屏帰朝の際、蓮祥という僧が将来したと云う。

【注2】東山外集「雪峯東山空和尚外集」（国指定重要文化財）で石屏子介が天授四年（1178）に元から将来した

【注3】勸修寺式品八条宮智忠親王としたしんのう、元和六年十一月一日生。江戸時代前期の皇族。八条宮（桂宮）第二代。寛永元年（1624年）後水尾天皇の猶子となり、寛永三年（1626年）十二月親王宣下を受け、忠仁（ただひと）と命名される。後に智忠親王と改称。寛永六年（1629年）二月元服して、中務卿に任じられる。同年4月父智仁親王の薨去により宮家を継承。明暦三年（1657年）二品に叙せられる。寛文二年（1662年）七月七日薨去。44歳。法名は天香院。父智仁親王の強い影響で学問を好み和歌・書道に秀でた。父智仁親王が造営した桂の別荘（桂離宮）は父の没後しばらく荒廃していたが、智忠親王はこれを改修し、御殿を増築し、庭園を整備して後世に伝えた。

【注4】大盤若書本応永廿一年（1518）大内盛見が当寺に大般若経六百卷を寄進したものの。

【注5】右衛門尉頼介不明。

【注6】日用にて正しくは「日傭の者等割籠・衣類などかけしによりて」（萩市史第1巻146頁）有倉氏は吉見一族。

【20頁】

一 芸州高田ノ郷正宗山洞春寺 萩ニて立候時 山口の香積寺注1ヲ

崩し其道具を以御建立也 五重の塔ハ山口に残れり 取越も

六ヶ敷故なるべし 其証拠ハ大内義弘公の御木像御位

牌 開山の像注2も同前に有り 門の二階に年久しく有之 五七

年注3 已来座敷江取出し莊嚴之心持当住被仕 仁王の面も

此寺に有しを住職龍蔵寺江遣之 是百済国の細工と云也 又

元就公の御木像ハ宝永の比乎が 石州の長安寺注4 持参仕

御銀子等被遣候 右之節御触有之 御家中参詣可仕

旨候事 又云香積寺仁王門の像を萩江取越候事六ヶ敷故 面計を取候由 惣而作仏は面を取申候物之由 外八何時茂出来候由 長鑑云長安寺ハ泰雲寺末寺也

【注1】香積寺 大内義弘の菩提寺であつたが輝元が慶長十一年に解体して、その材料を使って萩城内に洞春寺を建立した。

【注2】開山の像 仏宗真悟禪師の木像

【注3】五七年 意味不明

【注4】長安寺 元就公の御木像は石見銀山の長安寺にあつた。三代藩主吉就公初入国の年（1684）に香積寺顕西殿へ移した。

## 【21頁】

恒歳考洞春寺ハ本寺建仁寺也 開山嘯岳鼎虎

禪師<sup>注1</sup> 慶長四亥十月五日卒ス 墓所ノ古跡アリ

元就公御木像石州長安寺<sup>注2</sup>有 壽徳公御入国<sup>注2</sup>

長安寺出萩之節 当役毛市<sup>毛利市正</sup>正殿被仰合 御絵像

雲谷等怒<sup>注3</sup>へ被仰付 入替ニ石州取帰り候処 御代官

被仰候ハ 右御木像江被對三拾石之御朱印有之 絵像

二者御朱印御取上ケ可有之由 長安寺参取帰相断候故

上方被仰越 新規之木像出来ニ而石州江被差越候 吉田<sup>衍字</sup>

洞春寺の釣鐘ハ廣嶋一向宗清久寺ニ<sup>今</sup>有之候

嘯岳和尚尚丹波尊源寺へ入院 元龜元勅宣并御判物

伝来多く有之畧之 住持代々出世 將軍家の公状ハ天正

【注1】嘯岳鼎虎禪師 しようがくてい(ぜんじ)中国古典の学殖深い高僧で、京都の建仁寺、南禅寺に歴任ののち、筑前博多の聖福寺住職から毛利輝元に請われて元就の菩提寺洞春寺の開山となつた。方丈に「万年」の額があつたので万年和尚と云われた。達

筆家で輝元・小早川隆景に従つて朝鮮の役に従軍、制札などに筆を揮つた。洞春寺所蔵の鼎虎禪師手沢本には、朝鮮古活字の「周易伝義大全」、「大学衍義補」、「新編古今事文類聚」など十数本の稀覯本漢籍類、および鼎虎禪師が先人の注釈をまとめたらの論述も付記した黄山谷の詩の注釈書「山谷詩抄」などがある。これらは中国の思想・文学等の研究者にとつて貴重な文献資料となつている。

【注2】壽徳公御入国 毛利吉就公初入国は1684年。

【注3】雲谷等怒 (とうによ)萩藩お抱え画家。二百石。

## 【22頁】

三義照公<sup>注1</sup>已来 大神宮<sup>注2</sup>已来慶長ヨリ御当家御代々

明和七家治公<sup>注3</sup>迄有之 数拾通ナリ 御判物類 義照公

輝元公・秀就公・元清公<sup>注4</sup>之分數十通有之畧之 隆景公<sup>注5</sup>

秀吉公之分共香積寺 義弘公<sup>注6</sup>同寺開山真悟禪師<sup>注7</sup>

其外木像絵像多シ 非敵 等顔 靈山 子昂<sup>注8</sup> 東波<sup>注9</sup>

顔輝<sup>注10</sup>梅堂(山屋)<sup>注11</sup>中<sup>注12</sup>其外書画并唐本多シ 屏風 等顔<sup>注13</sup>

永徳<sup>注14</sup>・等与<sup>注15</sup>等哲<sup>注16</sup>等壽<sup>注17</sup>等璠<sup>注18</sup>金地院大川<sup>注19</sup>等之書画也

大鐘応永九壬午十月十日南原寺常住トアリ 殿鐘ハ

元禄七年正月也 額 萬年軒<sup>吉就公御筆</sup> 方丈<sup>筆</sup>

鐘楼 妙高臺 唐筆 書院 送閣<sup>道</sup> 獅子窟 三代

敵長老浴室 正宗山觀喜寺<sup>筆</sup>

不知



【注1】義照公＝足利義昭(第十五代將軍)のことか。

【注2】大神宮＝天照皇大神。

【注3】家治公＝第十代將軍徳川家治(在職：宝暦十年～天明六年(1760～1786年))。

【注4】元清公＝

【注5】隆景公＝小早川隆景。

【注6】義弘公＝大内義弘。

【注7】真悟禪師＝18頁注5参照。

【注8】子昂＝陳子昂(ちんすいこう、661-702年)。中国・唐代(初唐)の詩人。梓州射洪(現在の四川省遂寧市射洪県)の人。字は伯玉。

【注9】東波＝蘇東坡。蘇軾(そしよく)。景祐三年十二月十九日～建中靖国元年七月廿八日(1036～1101)は中国北宋代の政治家、詩人、書家。東坡居士と号したので、蘇東坡(そとうば)とも呼ばれる。字は子瞻(しせん)。唐宋八大家の一人。蘇洵の長子で弟の蘇轍とともにそれぞれ大蘇、小蘇とも称される。

【注10】顔輝＝中国、元代前半期の画家。生没年不詳。字は秋月。浙江江山の人。宋代の写真主義を継ぎながら、その理知的描写を捨てて主題の怪奇性を強調、神秘性の表現に成功した。道釈画、水墨の猿を得意としたが、確証ある遺作は《蝦蟇鉄拐(がまてっか)図》のみ。

【注11】梅堂＝浅野梅堂は江戸の人で、名は長祚、字は胤卿、号を梅堂・蔣潭・池香などと呼び、播州赤穂浅野家の一族の旗本で、浦賀・京都・江戸の各奉行を歴任した幕臣で、維新後は、入谷に閑居して学問・詩文・書画を友とした文人で、能書家としても知られている。

【注12】中＝

【注13】等顔＝雲谷等顔(うんこくとうがん、天文十六年六月廿五日～元和四年五月三日(1547～1618))。肥前国藤津郡能古見生れ。戦国時代末期から江戸時代初期にかけて活動。毛利氏の御用絵師。雲谷派の祖。肥前国鞆岳城の城主、梶原景季の流れを汲む武士・原直家の次男。幼名治兵衛、本名直治、別号容膝。主家滅亡後またはその少し前に画家に転向、京都で狩野派に学ぶ。師は、狩野松栄、または狩野永徳とされる。毛利藩の公的文書に「狩野等顔」と署名しているので狩野姓を名乗れる程の繋がりがあった模様。その後、天正元年(1573)当時広島城主であった毛利輝元に召抱えられた。等顔は、連歌や茶の湯にも堪能で、等顔の寄親であった佐佐元嘉と共に出席しており、輝元の御伽衆として仕えた。このころ既に雪舟の水墨画的な大胆な画風を確立させており、文禄二年(1593)には輝元より禄百石、雪舟筆の『山水長巻』と雪

舟の旧居『雲谷庵』を与えられ、途絶えていた雪舟画の再興を命じられた。これにより、雲谷等顔と改名し、雪舟の正当な継承者と名乗り雲谷派を立ち上げた。同時代の狩野派や長谷川派らと画技を競い、毛利の居城のある萩はもちろんのこと、津山城や京都、はるか江戸にまで足を運び作品を残している。雪舟様式を踏襲しつつも桃山文化らしい装飾性豊かな作風を確立した。人物画の大作や真体の山水画が多い。

墓碑は萩市郊外の楞嚴寺に早逝した長男・等屋と並んで立っている。

【注14】永徳＝狩野永徳。

【注15】等与＝雲谷等与(うんこくとうよ(1612-1668))。江戸時代前期の画家。慶長一七年年生まれ。雲谷等益の長男。長門萩藩につかえる。寛永廿一年雲谷派宗家をつぎ、雪舟五代を称した。明暦元年弟の等爾らと御所の障壁画制作に加わった。寛文八年一月十七日歿。五十七歳。名は就直。通称は図書。

【注16】等哲＝雲谷等哲(うんこくとうてつ(1631-1683))。江戸時代前期の画家。寛永八年生まれ。雲谷等益の三男。萩藩に仕える。天和三年逼塞を命じられる。ゆるされぬまま、同年六月九日病死。五十三歳。別号に三玄。作品に「花鳥図」「出山釈迦図」など。

【注17】等壽＝生駒等寿(いこまとうじゆ(1626-1702))。江戸時代前期の画家。寛永三年生まれ。萩藩主毛利綱広に仕え、のち京都にて活躍。自ら雪舟派を名乗った。作品に京都醍醐寺「醍醐花見幕図」。元禄十五年五月八日死去。七十七歳。長門出身。名は勝政。別号に眠翁。

【注18】等璠＝雲谷等璠(うんこくとうばん(1635-1724))。江戸時代前期～中期の画家。寛永十二年生まれ。雲谷等益四男。萩藩に仕える(「三百石」、法眼)。寛文三年兄等与の養子となる。八年等与の死で雲谷派宗家を継ぐ。雪舟第六代を称した。享保九年二月六日没。通称竹右衛門。別号文海。作品に「琴棋書画図屏風」「滝見観音図」など。

【注19】金地院大川＝

【233頁】

一 金城山妙玖寺芸州にて洞春寺一所に有しと也 今如斯

恒歳考 往古玖珂郡通津郷にて長徳寺と号

輝元公山口御越之節欠字時ノ任持住方注1(玄)策西堂御供 慶長

十七当寺御建立(玄)策西堂住ス住方妙玖寺殿注2ノ墓有郡山

本寺建仁寺住持 出世公状 秀次公豊臣家光公徳川

已来 吉宗公迄 又宗瑞公毛利輝元秀就公ノ分も阿リ

周防国高山寺住職の跡有

一 傳法山満願寺 院号安養院 聖武帝御宇 芸州吉田

郷郡山にて御建立頭宗也 元就公の時真言宗に被成

中興覺秀 于時天正年中萩にて初ハ長府御屋敷の北に

有 已後今の所へ行 其子細ハ 秀元公御屋敷替之時之事也

【注1】住持 住職。一寺の主僧。

【注2】妙玖寺殿 毛利元就の室、妙玖寺殿成室玖公大姉。妙玖寺は妙玖寺殿の菩提寺。

【24頁】

恒歳考 往古頭宗注1 覺宗注2 改真言中興也 今仁和寺ノ

末直院家注3 天和ノ比 頭之寺こころ宝焼失 大鐘銘畧之

芸州郡山満願寺大壇那 大江輝公朝臣 天正六

霜月吉日 大工備州三原吉井彦左衛門 藤原信正

此鐘廣嶋真宗寺ニ有之所毛利吉広青雲公御代 越中殿注4

心遣を以 貫得 須佐丹に音門之廻シランド相成乎 同一口注6 已前

山口ニ有之由 御打入之時同キシ寄進銘不分明 額 本堂法界

場佐々木傳法院筆古来之分 天和二焼失 今ノ

分四二筆京ノ東寺觀智院僧正筆 任官 倫旨 令旨

御下 文 数通 尊氏公秘仏ノ尊像江御添状江当

家御半物数通 右執茂密書也 元就公

【25頁】

【注1】頭宗 密教以外の宗派。満願寺の場合は天台宗。因みに、真言宗は平安時代に弘法

大師空海によつて立教開宗され「即身成仏」を説く。人は生まれながらに仏性を備え

ているが、気づかずに日々生活をしている。そこで、身(身体)・口(言葉)・意(心)を仏

と一体にすれば、たちどころに仏になれると説く。真言宗が密教(秘密仏教)と称さ

れる理由は手に印を結び、口に真言を唱え、観想を行う僧侶の行為が内容が高度す

ぎて判らないからであるが、その「真似をすることによつて仏さまになりきる」事が重

視される。

【注2】覺宗 覺秀のことか。満願寺は神龜年間(724 ~ 728)の創建で安藝国吉田郡山に

あつて累代天台宗の古刹であつたが、毛利元就が帰依して覺秀僧都を任職とし、真言

宗修行の道場とした。覺秀は当寺の中興とされこの時から毛利氏の祈願社となつた。

(萩市史第一巻181頁)

【注3】院家 (インゲ) 門主の隠居所。「萩古実未定之覚」には「時天正年中仁和寺宮殿島渡

御の時玄仙法印代々院家令旨を給云々。

【注4】越中殿 毛利吉廣(第四代)の治世は元禄七年四月十三日から宝永四年十月十三

日までであるから、越中守は益田越中守就賢。実益田又兵衛就武三男。元禄二年

升月七日入家。

【注5】音門之廻シ 意味不明。

【注6】一口 一口は鐘を数えるときの単位。

【注7】佐々木四二 佐々木玄龍。加賀の人で、名は玄龍、字は煥甫・煥父、号を池庵と称

し、天和から享保にかけて来朝した三回の朝鮮使節と唱酬したり、報答の台簡を書い

て書名を馳せた能書家。俳人宝井其角の書の師。江戸中期の大書家細井広沢の子細

井九皐は彼の書を「朝鮮に伝わつた趙子昂風の垂流に過ぎない(『墨道私言』)」と評し

ている。享保七年(1722)歿、七十四才。尚、高松藩に仕えた能書家・佐々木文山は彼

の弟である。

隆元公 輝元公 秀就公 吉就公御書数通

大内家判物 明応三九月廿日 真明判 本堂

千手觀音 脇士不動毘沙門 執レモ行基ノ作 護摩堂

不動・矜伽羅・勢多伽注1トモニ弘法作 御預ノ秘仏 木尽



像<sup>注2</sup>多シ 秘之 義経軸ノ名号 壱幅 元就公御所持之分 自古来御預之処 先年京政所様被召上候事

一 三摩地院<sup>さんましん</sup>芸州にて江田開基也 天和二大火<sup>注3</sup>之時類焼

旧記不知前ノ地 今之所へ 恒歳考 高峯山永長寺

天正八 從輝元公 元春公 秀就公 御書数通

御加判物其(他)<sup>大文字</sup>多シ

一 宮崎八幡<sup>八幡</sup>因幡守廣元公鎌倉鶴ヶ岡より御勸請 中<sup>甲斐の誤記</sup>古

恒歳考 慶長九<sup>1604</sup>吉田より今之所へ勸請ト云 元甲州宮

崎二古右馬頭<sup>注3</sup>元春御出陣<sup>注4</sup>二小石飛テ鑑<sup>二</sup>三度入タリ

往事ヲ思シ召フシキ也ト宮崎八幡を吉田江勸請 右之石を

神体トス 元就公御出陣御願文今ニアリ 廣元公

御鞭 元就公より御神納 榎遠江殿<sup>注5</sup>裏書之御證文有り

一 御臺所御門之外に俗傳 地祭りと云て 茅を植置所阿り

是甚誤りなり 大目附役勤めし祖式次郎左衛門<sup>注6</sup>物語<sup>年月不知綱</sup>廣公御代か

綱廣公御時代 離馬阿りて此所の井戸江落入取揚候様不被成 二付

【注1】不動<sup>二</sup>不動明王(不動尊)は大日如来の教令輪身(きょうれいりんしん)で火焰を背にして右手に剣を取り、左手に繩を持つて憤怒の姿をしている。両側に矜羯羅童子(こんがらどうじ)と制多迦童子(せいたかどうじ)の脇侍が立っている。不動明王には大威力があり難を除き、魔を降伏し、すべての人にわけ隔てなく利益を与えると云われる。また、人は死後初七日に不動明王の導きをうける。不動尊のご誓願は廣大無辺で、「無相法身(むそうほつしん)、虚空同体(こくうどうたい)」といわれ、念ずる人の願いによって、どんな利益でも受けられることになる。不動明王が火焰の中に住まわれるのは「火生三昧」といって、衆生の煩惱を大智慧の火で焼きつくして、悟りに導くことを本誓(ねがひ)としている為である。不動明王の前で護摩を焚くのは宗教的儀式作法であって、大願を成就せしめる為のもの。

【注2】木尽像<sup>二</sup>木心乾漆像の事。

【注3】天和二大火<sup>二</sup>毛利吉就(第三代)が家督相続した直後の天和二年三月二四日、平安古の山県勘左衛門宅から出火し、堀内へ延焼して金剛院、妙悟寺、松雲院、天樹院、蔵元役所などを焼失した。火災は更に城内へ延びて満願寺、宮崎社も焼失し、其他侍屋敷・町屋八十余戸が罹災した。(萩市史第一巻377頁)

【26頁】

宮崎庄に移し給ふ 廣元公<sup>大江</sup>注1 四代時親公<sup>注2</sup>建武年中<sup>1334~35</sup>芸州

吉田を領し 後元就公の御時吉田江勸請也 旧記等天和年中<sup>1688</sup>

大火二而焼失

【注1】廣元公<sup>二</sup>大江廣元。平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての朝臣。はじめは朝廷に仕える下級貴族(官人)だったが、頼朝の拠つた鎌倉(下り公文所の別当となる。さらに頼朝が二品右大将となり、公文所を改めて政所としてからは、その別当として主に朝廷との交渉にあたり、側近として幕府創設に貢献した。『吾妻鏡』1185年(文治元年)十一月十二日の条によると、頼朝が守護・地頭を設置したのも広元の献策によるものであるという。

【注2】時親公<sup>二</sup>歌人大江匡房の子孫で楠木正成の軍学兵法の師。現河内長野市加賀田に住居跡があり正成は観心寺からここに通つたという。

【注3】古右馬頭<sup>二</sup>大宝律令で左馬寮・右馬寮が設置された。当初は頭(左馬頭・右馬頭)を長としていたが、七一年に馬の軍事的な重要性から従五位下ながら皇族である葛木王(後の橘諸兄)が令外官である馬寮監(めりようげん)に任じられて左右馬寮を統括した。平安時代後期以後は、実質上の最高職である左右馬頭に河内源氏の著名な武者が相次いで任じられ、馬寮の職は武士の憧れの官職の一つとされた。室町幕府・江戸幕府では征夷大將軍がその上に立つ馬寮御監を兼務した。徳川家康は左馬寮御監に徳川家光は右馬寮御監に、又、徳川綱重は左馬頭に徳川綱吉は右馬頭に叙任された。毛利元就や毛利輝元は右馬頭に叙任されている。

【注4】元春御出陣<sup>二</sup>天文年間(1532~54)吉川元春が石見国江の川の先陣で勝つたとき、鑑に何度も小石が入るといふ吉祥があった。そこで、これは平素から信仰している甲斐国宮崎庄の八幡宮の擁護のお陰であるとして、その社を安藝国吉田へ勸請して小石を祀つたが、萩築城後、慶長十二年(1608)に輝元が指月山東側に移して萩城の鎮守とした。(萩市史「第一巻180頁」)

【注5】榎遠江殿 寄組榎本遠江就時。小宇龜太郎、左近、中務少輔、後承命改遠江 又以公族有同号改老岐 仕秀就公・綱廣公 執權在職多年 制作藩法 且貯用心金 其功

顯于世 享年六十有四 寛文八年三月廿九日卒。

【注6】祖式次郎左衛門 萩市史第一卷142頁では村田次郎右衛門となっている。又、「萩古実未定之覚」では「村田祖父次郎右衛門」と書かれている。「祖式」は「祖父」の誤記か。

【27頁】

其節井を埋候事を惜みて石蓋を仕置 其上を見知候様にとの義にて茅を植置之由 万一御用之時ハ蓋を取除可申為也と語り申たる由に候事

恒歳考 或人語之聞シ事虚実は不知

一 萩廣サ東西廿七丁余 南北四拾式丁余 一 萩町数五拾

八丁 内当町四拾五丁 浜崎十三丁 道法東西九丁余 南北

廿二丁余 当町家数三千六百四十三軒 浜崎家数三百七拾

式軒 竈惣人数三千八百余 藏数四百廿余

一 御城天守五重 高サ八間余 下ノ台南北九間 東西十一間 一 矢倉数廿四

御門七ツ 一 石垣間数 天守曲輪廻三百四十八間 式ノ曲輪廻り

六百五拾間 一 井戸数四拾二ヶ所 一 藏数十四 一 天守

【28頁】

曲輪 御堀幅式拾間 深サ六七間尺の誤記 所々不同有之

一 二ノ曲輪同幅十六間 深サ七八尺同断 一 御本丸間数東西

式拾四間 南北式拾間 一 二ノ丸間数 東西拾九間 南北式拾間

一 御本丸山ノ高サ百三拾間 但道九折ニベ三百十八間 一 天守

郭間数 東西百拾間 南北八十間 一 二ノ郭間数 両方にて

東西百五拾間余 但所により十七八間も有之 西方仕切矢倉

より北ニテ百四拾間余 南北三拾九間或ハ四拾間 所ニより十

二三間ト

云々 一 三ノ郭東西九丁 南北六丁 但常々堀内と唱へ候なり

一 二の丸御門より三の丸大堀ヨリ御城山後を廻り老里拾六丁と云

一 塩留御門注1焼失仕候と俗傳有之 此時堅田氏蟄居候得者

御堀に火見へ候故 多人數罷出濱手に人を円形ニ仕扣居候由

【注1】塩留御門 潮留御門、潮入門とも。東園お茶屋の前、浜ぎはにある御門をいう。むかし当所より宮崎社辺東御門のあたりは玉江の湊につづきて、潮の満干の通路なりきといふ。しかるに御開地の時、潮止として当所へ土塀を築き、御門を建ておかれたりとぞいへる。則ち号けて塩止御門といふとぞ。(萩市史第一卷146頁)

【29頁】

綱廣公はるかに被成御覽是ハ安房成べしと被遊御尊 御使被遣候処果して右之通之由 其年御参勤之上被召登候由と云々 是も證拋茂無之咄傳へなり

一 御書院并自これより 是山際への御普請ハ追々出来候由 昔ハ今の

御書院番衆居候阿たり御奥之由

一 黒書院ハ吉川監物殿御休息所之為に出来候由申傳候事

一 大広間之上段に納戸構江と云事有 前方ハ東に有之  
吉元公御入之時御望にて西へ出来候事 御座敷廻り之張付ハ  
鼠色にて雲母を以て龍之丸ノ唐紙有之所 是又同様ニ今の  
様ニ結構ニ相成候

一 御鎗之間に罫六拾本被為掛置候事 宗広公御代

【30頁】

寛延式巳ノ正月十四日始而江戸御屋敷大番所之脇に御式  
臺槍を為懸置候事 貫<sup>某氏ノ名案</sup> 多番日ニ而居候節 番頭・御使番・  
御書院衆へ送者・記録所江被召出 祖式<sup>そじき</sup>左中ニ而 今度御鎗  
被為懸候間 皆々承り置候様との義 孰も御請仕候

一 御城殿中所々江火用心之御張紙 享保九 申 辰より始ル 此  
年殊之外付火有之 御城下辻番所等茂始る也

一 東之御門之内 東淵屏風折之所有之 並木之松 湯浅  
小右衛門作事奉行之節植しと云 然者 吉廣公御代 宝永  
正徳之比か 我不覚

一 御厩之地を古藏元<sup>注1</sup>と云 御藏元此地ニ有之 然者人馬入<sup>しからば</sup>  
込事ニ而如何敷故 毛利和泉殿<sup>注2</sup> 執役之時 今之御藏元之

【注1】古藏元 蔵元役所は東門の外と内側の二カ所あった。二の丸の方を「古御藏元」と云う。南門から二の丸に入ると西側に番所があり、更に西方に蔵元役所と厩舎があった。寛文八年御作事木屋を東に移転して、その跡（北浜）に新しい蔵元役所を建て、徐々に移転。後、古御藏元は武器庫に転用した。（萩市史第一巻 146 308 頁参照）  
【注2】毛利和泉殿 長府毛利家、毛利秀元長男光廣。又四郎、和泉守。元和二年丙辰八月朔日生。承応二癸巳七月二日没。三十八歳。

【31頁】

地江引移り相成候 此節武器大分被仰付候也

一 御城山<sup>西の誤記</sup>南之方倉江<sup>注1</sup>と地続ニテ有之候 左様にてハ御山後堅固ニ  
無之故吉川様之御馳走にて堀切被仰付候而 河水直様落候様  
相成候得共 浅瀬故獵船之外大船ハ往来不相成と云 此水昔ハ  
御山之前へ落 今之御藏元辺より海江流レ出しと云 此間を埋候由  
東ノ時打御矢倉<sup>注2</sup> 土橋邊矢倉等ニ至るハ色々人口有候故  
完戸丹波殿<sup>注3</sup> 今之出雲殿祖父 此人古老ニ而被語し由 手前  
先祖已来此所を築之由 今所々升形坪割続有<sup>注4</sup> 大沼  
にて泥土深く候故石垣を仕苦敷漸仕立候通申傳候なり  
一説時打矢倉之下泥土深く 石組立成兼 大松切流  
を横たへ坪上ケ石垣組立候と也



【注1】倉江＝藩政初期に河内・大屋から流れ出る大屋川の水はけをよくするために、濁淵から小松江へかけて新たに溝を開削した。この新溝によって大屋川は東側の金谷に流れ出ていたものが、以後は西側の大照院前の小松江へ流れ出るようになった。(萩市史第一巻 198 405 898 頁参照)尚、「御城山南之方」は「西之方」の誤記(「萩古実未定之覚」参照)

【注2】東ノ時打御矢倉＝東門から二の丸に入った左側にあつた。朝六ツと晩七ツに太鼓を打つた。端ノ防の時鐘は五ツ七ツで逕庭していたが、享保四年正月十一日以降、両方とも五ツ七ツに統一された。(萩市史第一巻 177 214 461 頁参照)

【注3】完戸丹波＝三丘、六戸主計就延。「今之出雲殿祖父」は就延の孫出雲広周(享保五年二月三日生。実熊谷帯刀元貞長男)

【注4】升形坪割続有＝意味不明。萩古実未定之覚では「の仕方評判有之といへとも」となっている。

【32頁】

- 一 時打御矢倉の太鼓ハ山口香積寺之太鼓ニテ羊ノ皮ニテ張るト云  
其後皮改リ牛力未知之 胴に大内義弘と銘有之ト云
- 一 東之升形之内西北之隅之石に是より益田と文字を切付  
有之 石垣普請之時益田玄蕃殿 熊谷豊前守 大争  
論注1有之 此事別ニ記
- 一 三ノ郭是を御堀内注2と可謂也 恒歳同三ノ郭町数前ニ記也
- 一 昔之御蔵元今の御厩之所注3 此濱辺を菊か濱注4と云 又指月之下故賤か浦注5共云也 此辺に獵人之家居数多有之 是を  
鶴江注6の海辺 又今の渡り口川端へ移シ候つる故 浦町注7と云  
名あり町ノ裏と云儀に非ス 今濱辺之乞食居候処浦  
ニて是を引共云 小畑の浦共云々

【注1】大争論＝五郎太石事件

【注2】堀内＝二の丸までを「城内」、三の丸までを「堀内」という。上級武士の居住地。

【注3】御厩之所＝30頁注1参照。

【注4】菊か濱＝東門を出たところが御蔵元で、その北側の海岸が菊ヶ濱(現海水浴場)。輝元の萩打入に従つた菊屋家が長谷川恵休と協力して城下の町作りに尽力。阿古濱に藩士のための惣固屋を建て馳走したのでこの濱を菊ヶ濱と呼ぶようになった。(萩市史第一巻 211 頁)

【注5】賤か浦＝

【注6】鶴江＝松本川河口東側一帯の地名。姥倉運河の開削(安政二年竣工)で島のようになっている。

【注7】浦町＝古萩の地名。

【33頁】

- 一 こくりか坪注1御門有之 此字椿八幡の記に有之 今萩の府に高駒驪濱有之 此字可然也
- 一 東西之御門見通しニテ近來松垣被仰付也 元來此処陰陽之繩不合にて如此往古 宗瑞様御代にハ今の天樹院注2  
御隠居所注2にて門より少し北ノ方ニテ門前の道端より御堀の際迄  
南西に馬立供部屋 今東御門之外有之通ニテ御隠居と南之  
御門との供部屋也 御寺先年焼失已後怠転也 此所南風之時ハ  
御城之風上故火用心之為に天樹院を玉江江引寺注3 被仰付候  
此境内にハ 宗瑞様の御灰塚有之 此寺の門を俗に  
伏見御時代の門とハ誤り也 常念寺も同断ニて是ハ木也注4  
長府御屋敷注5 是を甲州様御屋敷共唱へ 東西之石垣御門之

【注1】こくりか峠 堀内の作事木屋（大木屋）と新蔵元との間を高句驪峠と言ひ、門が設けられていた。（萩市史第一巻309頁）この文書の9頁参照。

【注2】天樹院御隠居所 四本松に建てられた輝元の隠居所。没後ここに菩提寺沙麓山天樹院を建てることにし、位牌は暫く平安寺に預けていたが、天和の火事で天樹院と共に焼失。その為位牌は末寺の霧口雲溪院へ、更に貞享三年末寺の桜江隆景寺に移ったが、宝暦七年四本松の旧地に戻った。

【注3】玉江江引寺 注2参照。

【注4】是ハ木也（カンイシキト云モの也） 「萩古実未定之覚」には「是ハ木のクライシキと云物なり」と書かれている。唐居敷。

【注5】長府御屋敷 長府毛利家屋敷。天樹院から少し南へ下がった西側にあつた。「甲州様御屋敷」とは甲斐守秀元とその孫甲斐守綱元のこと。

### 【34頁】

南之方に拾間程の間にて雁金・釘貫等之紋注1切付有之 丁

場請注2ニ而築候石垣と見へたり 前方ハ今の柳沢鞆負屋敷注3

にて候処 平安古より往来出来 此地に引と云説あり

一 長府御屋鋪注4後の蓮池 往古埋残と云フ 按之城外敵対

の妨に立堀なるべし

一 岩国屋敷注5ハ吉川監物様之時 只今之様ニ結構ニ成と云

御姫様注6被為入候而後 是より御屋敷様と惣御家中唱へ候様ニと被仰付候也

一 古日向守様注7御部屋ハ今の追廻シ注8栗屋木工屋敷注9と云

若年之節ハ吉川百次郎様と申候由 夫故御紋吉川氏同様也

徳山野上御配地被成御部屋を直様栗屋江被遣御紋所も

【注1】



雁金



釘貫

【注2】丁場請 受け持ち区域を決めて普請などを請け負うこと。

【注3】柳沢鞆負屋敷 柳沢鞆負元詮。宝暦三年二月廿四日没。五三歳。

【注4】長府御屋鋪 33頁注5参照。

【注5】岩国屋敷 吉川監物屋敷。南門を出て真つ直ぐ南へ行くと西側にあつた。往事屋敷は橋本川（玉井川）に接していた。

【注6】御姫様 吉川美濃守広正（廣家嗣子）の室は宗家中納言輝元の長女であつた。正保元年九月十九日卒。四十五歳。

【注7】日向様 徳山毛利家毛利日向守元堯（もとたか）。初亀松、亀次郎、百次郎、元国、就久、就清。元禄十五年八月十六日生。享保六年二月十一日卒。二十歳。

【注8】追廻し 折廻しの誤記。現在の堀内折廻筋のこと。

【注9】栗屋木工 寄組栗屋木工之丞就方。文禄元年四月十日卒。行年不知。「跡」という文字が消されているが、「栗屋木工屋敷跡」と書こうとしたのではないか。

### 【35頁】

直様木工江被遣九曜の星注1を定紋と仕る由也 栗屋は徳山江

御供仕萩と両家にて御奉公仕候事

一 梨羽頼母屋敷注2之筋ハ蔵田町と云也 岩国屋敷ニて噂有之

聞亦 春日社前より梨羽の方江廻り候所に石橋有之是を三年

橋と世俗に云 此上にて蹶倒候へ者三年之内に死すると云也

一 真如寺妙悟寺慶長九年 輝元公御建立也

恒歳考真如山ト云 往古防州日積郷注3光明山瑞雲寺ト云

伽藍也 輝元公山口御越開山玄賜長老注4御供彼地

真如寺江居 慶長九萩御出寺御建立 今ノ山号寺号ナリ

本尊千手観音大内義興繪像 同義隆装束繪像

同右ハ従往古 御預ケ 棟札注5貞享三丙寅吉就公御代也 本寺

【注1】九曜の星



九曜星

【注2】梨羽頼母屋敷 堀内蔵田町(くらだちよう)。梨羽頼母助就云。秀就公御小姓被召出新知給立別家。秀就公死去直後、慶安四年正月九日殉死。寿三十八歳。

【注3】日積郷 柳井市日積村

【注4】玄賜 玄賜。

【注5】棟札 寺社・民家など建物の建築・修築の記録・記念として趣意文、年月日、建築主、大工名、工事目的などを木札・銅札に書き棟木・梁などに取り付けたもの。建物の部材に直接記すものは梁上銘と呼ぶ。

【36頁】

建仁寺 寺内古墓七ツ 吉川殿先祖彦二郎殿二ツ 国司殿二  
 日野殿一 御證文 元就公 輝元公 隆景公之分  
 数通 公状 秀忠公已来 綱吉公迄之分数通  
 有之

一 両部山養学院胎金寺注1 元就公御代藝州にて御建立 當  
 寺二世養泉注2 御供仕 於萩御再興也 此寺内西方に竹林有之  
 輝元公御火葬場也 此屋敷先年永見大蔵御預り之時ハ住居也  
 恒歳考開基ハ 元就公熊野住僧招キ長賢上人注3 開之  
 御打入後養仙注2 御供 於萩再興 慶長十七養子ト有之  
 又後養学坊之院殿二替ル 愛宕権現注4 一字甲冑馬上ノ  
 像御長四寸程右二剣左二幡御持 左右前後地蔵 太郎坊 毘沙門

【注1】養学院 堀内の春日社の近くに於つたが廃寺。この場所には元々平安寺があつたが、宝永二年の火事で焼失した。平安寺古門前町という意味で平安古という町名が生まれた場所である。(萩市史第一巻409頁)

【注2】養泉 養泉か養仙か。養仙が正しいと思われる。(萩市史第一巻P328)

【注3】長賢上人

【注4】愛宕権現 愛宕山の山岳信仰と修験道が融合した神仏習合の神。地蔵菩薩を本地仏とする。神仏分離・廃仏毀釈が行われる以前、愛宕山白雲寺から勧請されて全国の愛宕社で祀られた。大宝年間、修験道の役小角と泰澄が山城国愛宕山に登つた時に天狗(愛宕山太郎坊)の神験に遭つて朝日峰に神廟を設立したのが、靈山愛宕山の開基。天応元年(811年)光仁天皇の勅に基づいて、和氣清麻呂と慶俊僧都によつて、唐の五台山に倣つた愛宕五坊、すなわち朝日峰の愛宕権現白雲寺・大鷲峰の月輪寺・高雄山の神護寺・竜上山の日輪寺・賀魔蔵山の伝法寺が建立された。愛宕山は修験道七高山の一つとされ、「伊勢へ七たび 熊野へ三たび 愛宕まいは月まいは」と言われるほど愛宕山は修験道場として栄えた。本地仏である勝軍地蔵(將軍地蔵)の姿で描かれ、甲冑姿の地蔵菩薩が馬に乗る。

【37頁】



愛宕権現図

不動 役行者注1 後鬼前鬼駒犬何レも金満極彩色 厨子ノ  
 内蔵ノ上三御安座 元就公御軍神注2 従公儀御建立  
 其他略之 山伏養学坊跡目之事にて卯月十七日宗瑞御判  
 養仙事也 九月廿七日御同判益田玄蕃頭仍判物アリ

一 金剛院於吉田御建立 其後萩にて御再興 天和二ノ春焼失シ旧記  
 不見 御一行被下是を中興トス 三世真源注2 萩御供春日隣



寺御建立大專馳？ 天和二類焼小屋懸候処御用にて今の所へ替地再興也

記録等天和焼失 本尊拾壹面觀音江作 其外略之

輝元公ヨリ御預ケ物金剛壽命經一卷 大将一事大事一冊

軍記虎ノ巻一冊 張良注3品九字注4大事一冊 右真源坊へ

【注1】役行者＝役小角（えんのおづの）。欽明天皇6年（634）慶雲二年（706）。飛鳥・奈良時代の呪術舎。修験道の開祖とされている。鬼神を使役できる法力を持っていたと云われ左右に前鬼と後鬼を従えた凶像が有名。

【注2】真源＝

【注3】張良＝中国秦末期から前漢初期の政治家・謀將。字は子房。諡は文成。軍師として劉邦に仕えて多くの作戦の立案をし、劉邦の覇業を大きく助けた。蕭何・韓信と共に劉邦配下の三傑とされる。劉邦より留（江蘇省徐州市沛県の東南）に領地を授かったので留侯とも呼ばれる。

【注4】九字＝九字護身法。九字（臨・兵・闘・者・皆・陣・列・在・前・行）の呪文を唱えながら手印を結ぶことにより、悪鬼怨霊を遠ざけ災いから身を守ると信じられてきた密教や修験道の術。「九字を切る」ともいう。

### 【38頁】

御預ケ御密書也 本寺満願寺

一 春日ノ当社付出らせ有之不詳 世俗曰 御打入之節豊国大明神

御建立之思召伊予八幡の地ニ候へ共其節之世間躰故左様不相成 俄ニ春日と転シ

候由 江向伊予八幡の地ニ有之春日を移し候故 彼地に古春日有之 社内

之薬師等今残有之 此堂か文明年中大内氏より寄進之状

有之候也 只今の満願寺 堯観僧正注1より四世前国司氏より出候

僧正物語に八堀内春日ハ金剛院ニ有之薬師佛を俄ニ

安置被仰付 是を神躰に敬ひ候而魚物を供し夫故 四神内陣カ注2

の錠鍵ハ金剛院の方に有之候而 用之時ハ度々申来り彼寺より

開記申候故度々六ケ敷無益の事故鍵を社人ニ相渡被置候由

今の社人由緒書を公儀江差出候由を見更ニ不分明候其内に豊国

【注1】堯観僧正＝

【注2】四神＝龍、雀、虎、玄武のこと。ここでは「四神」ではなく「内陣」の誤記ではないか。

### 【39頁】

大明神を祭ると云事有之 然者御相殿注1なるへし 中に仕切之様子 簾を掛常にハ木連格子注2を仕置事前ハ無之 吉元公

被為入御位牌宝永之比ころ已来也 春日祭り有之も享保

に至而なり 吉廣公の御時ハ祭礼の日 鳥井の西に

御棧敷懸り出御也 尤諸人見物常の通ニ候 其比迄ハ祭礼日ニハ

御殿左右土地ヨリ階はしカカリ 是も真中よりも上段迄上下参詣セシ

恒歳考往古南都ヨリ當国国守ノ某なにがし勸請也ト 昔長門より

御用之牛年々拾式匹上ル内に名誉ノ白牛一匹名獸故ノユヘニ

長門牛ノ名アリ 牛牛牧の標り敷之庄注4を国守へ被下 其時国守南都より

當社勸請 大同二年ノ比ト云傳へ也 春日社往古ハ土原 井原殿

下屋敷妙見の森共云 御打入迄ハ伊与八幡宮注5社内ニ鎮座

【注1】御相殿＝一緒に祀ること。

【注2】木連格子＝狐格子。妻飾りの一。格子の裏に板を張ったもの。

【注3】階＝はし。きざはし

【注4】牛敷の庄＝牛牧庄の誤記。阿武川口沿岸部の椿地区からデルタにかけての比較的広い地域の呼称。古代以来撰閑家の牛牧で一度に数頭宛の牛を献上し続けた。鎌倉以後も近衛家所領として存続した（秋市史第一巻 P65）

【注5】伊与八幡宮＝元和六年（1620）伊予国から春日社の旧地に勸請した。江向の徳隣寺の向かいにあった。古く元就の時代から信仰が厚く、秀就は江戸麻布藩邸にも勸請した（秋市史第一巻 342頁）



共云 其節ハ吉屋家神主タリト 其比迄ハ春日祠官堀村堀村(萩市史) 左近中津江権少輔付居候由 兩人拝領屋敷也 慶長十

式未ノ三月江向より今の所江御建立あり棟札有ト云 慶長

十六十二月三日小南宮内江大宮司役被仰付候 宗瑞公御

判物アリ略之 棟札万治式巳ノ九月百四十余字ノ文中ニ

輝元公小南元重へ伝て此地ニ神靈造立ト有略之

一 今毛利彦三郎彦次郎の誤記殿注1桂式部注2繁沢采女注3粟屋帯刀注4有地内記注5等の屋敷に矢倉注6ト称して二階有之 何用共不知也 俗傳云 昔ハ片側土手の上下に壁并矢倉有し 秀就公の御代

上使之節三の丸土手の上に壁并矢倉ハ御用捨可然との

御事ニて矢倉除候節残念の事故 右の屋敷江被成御立させ候

由ト云

【注1】毛利彦三郎「萩古実未定之覚」では毛利彦次郎。大野毛利家、毛利就頼。初政春、彦次郎、阿波守、出雲守、右京進、隠岐。

【注2】桂式部＝桂式部信方？

【注3】繁沢采女＝寄組繁沢采女就充。峯松、二郎兵衛、入道足菴。実益田越中元堯二男。元禄八年五月十九日卒。八十二歳。

【注4】粟屋帯刀＝寄組粟屋帯刀就貞。元禄十四年十二月廿一日卒。六十七歳。

【注5】有地内記＝不明。

【注6】矢倉＝大手三つの惣門と大馬場から堀内本丁に入る角々の屋敷には矢倉長屋があり、その修理には藩から必要な入目銀を支給した。又、土塁上に壁並矢倉があったが、秀就の時代に幕府の上使が来た際に、これは遠慮する様にとの注意があったので残念ながら各自の屋敷の方へ移した。三の丸の外堀まで軍事的施設を施す事を幕府は嫌ったのである。(萩市史第一巻152頁)

一 大手三つの御門注1ハ船木之住人大工弥左衛門と云者建る也此門多

説誤也 其節門低し同義ひきしと世上に云とて 弥左衛門申様 土手の高サ

式拾八間 是故左様相見候へ共押付土手折相候て格好能成候

と云しと也 後年に至り果はたして而其通り也 土手のうへ物多分ハ竹

御植させ被成候段御先弓頭の何某物語り也 今も春日祭りに為押御手廻組を差出し御弓之者も同断

一 綱廣公御代 寿徳院様御代か嶋田淡路殿注2父子御當

家江従大公儀御預被成候 淡路殿ハ元禄十の比萩ニて死ス 葬ルニ

海潮寺在石塔 海潮寺淡路殿石塔アリ 元禄十丑三月

廿二日野ツラ石ニ横石下ニ敷石周めぐり 石ノ井垣 其子孫介殿四十年

之後吉元公御代 江府へ被帰 然者 浪人之淡路殿勤仕候時ハ

三千石也と云々 今の毛利八郎左衛門殿注3屋敷に被居候也

【注1】大手三ツの御門＝本丸正門と二の丸東門・南門のこと。枅形を伴う高麗門で、東門は内門の櫓門の続櫓として三重櫓を建て、枅形を挟んだ反対側には二重櫓がさらに建っていた。これほど厳重な枅形は全国無比であった。南門は桁行十二間、梁間四間の特大級の櫓門に続けて長さ十三間の多聞櫓(長屋)を一直線に配置した長大な枅形で、途中に仕切の石垣を設けた類例のない形式であった。

【注2】嶋田淡路守＝甲斐宰相徳川綱重(四代將軍家綱の弟、五代綱吉の兄)の家老。時郷。主命を軽んじた廉により寛文十年(1670)五月十五日孫助と共に毛利家へお預けになった。淡路守は元禄十年(1695)閏二月廿一日失意の内に堀之内の屋敷で病死。宝永六年(1709)二月晦日、將軍綱吉逝去し、特赦で孫助は許され同年九月廿五日に萩を出発して帰郷した。(萩市史第一巻 P471)

【注3】毛利八郎左衛門＝寄組毛利八郎左衛門匡雅。龜之助、雅楽。

【42頁】

井原孫左衛門注1抱ノ屋敷に成 且又孫助殿儀萩江被参候二付而

三拾人扶持被下之宅ハ古萩籠注の町筋に一生住居也

彼物願に没後に自分ノ家来三人を御家人にして被召仕被下度

寺参り仕せ度との事也 如願没後二三人被召出候 井上貞右衛門

大組江被相加拾式人扶持也 平岡与右衛門・西村仁左衛門遠近

附二被召仕九人扶持宛也 各萩生也 孫介殿自愛藤軒

居士享保十一年十一月四日海潮寺江葬ル 命日ニ六格敷格式ニベ寺より

出家を招請し繕候時通ひを三人して替々仕となり。

寛文十年五月十五日被仰出

甲府宰相綱廣注公御家老トベ吉田壱岐守注2 嶋田淡路守注3

両臣万端宜守立候様先年 上意を以被成御(仰次)付候所ニ

【注1】井原孫左衛門＝寄組井原孫左衛門就祥。初就堯、山三郎、内匠、三郎兵衛。実益田玄蕃元堯五男。

【注2】吉田壱岐守＝幼名六郎太夫、晩年壱岐と号す。天文十六年(1547)播磨国飾東郡生。初め如水の父黒田職隆に仕え、九州平定や朝鮮の役で武功有り。関ヶ原合戦には中津より如水に従つて九州征討に従軍。生涯に合戦57度、討ち取し首級27。されど豊前城攻めの時左頬に受けた鉄砲傷一カ所という剛勇の士であった。

【注3】嶋田淡路守＝41頁注2参照

【43頁】

其多威勢余力を存我儘之仕形不届被思召死罪二茂

可被仰付処宰相殿達而御用捨二付被成御預候 大内壱岐守吉田の誤記

同二郎太夫父子立花左近将監直成注1江御預ケ 嫡子大内十左衛門

二男吉田惣太郎兄弟 松平淡州注2江御預ケ 嶋田淡路守・同孫介

父子 松平太膳利大夫綱廣江御預ケ 右之面々評定所江招之

高木勢州 渡辺播州 森川小左衛門列座二而申渡候也

一 徳山御落居注3享保元年其夏以来同四年迄御子様方萩榎本弾正注4

屋敷向屋敷に被成御座候 其後御家を被立候故徳山江被成御帰候

惣領百次郎様注5次男三治郎様注6ト云

一 四本松注7枝葉茂り往古已来見(る折)事成し所に寛保元酉ノ冬

珍敷大雪降積枝葉折レ後また風に折し也

【注1】立花左近将監直成＝

【注2】松平淡州＝阿波徳島藩蜂須賀家、松平淡路守綱矩。

【注3】徳山御落居＝毛利飛騨守元次。

【注4】榎本弾正＝寄組榎本弾正就益。

【注5】百次郎＝毛利日向守元堯(もとたか)

【注6】三治郎＝毛利広房。永井三次郎後廣豊。

【注7】四本松＝(しおんまつ)天樹院横の松の木。現在も堀内の地名。



【44頁】

重就公御代折松式本被除植添被仰付 如此四本松也

一 東御門之外南方松垣 元文五年二植始

長鑑云山 内の誤記 田縫殿廣通 注1 執政之時 宗廣公御旨にて御

獵等の時南御門より御出之時東御門通路之者共不及下座

又東御門より出候ふ時南御門通路之者不及下座 差問

なき様二との義也 尤此植垣武備の爲にてハ無之

一 南御門の外大下馬建 供部屋宗廣公御代寛延元二始ル

大下馬所隅井戸出来 重就公御代宝曆十年也

一 毛利彦三郎殿 彦次郎の誤記 注2 屋敷ハ越前より御帰りの監物様 注3 の御屋敷也

長鑑曰 本門之馬三足立之 馬立等他家に異也

一 明倫官 館 吉元公御代享保三年已来御建立 学頭当分佐々木

【注1】山内縫殿廣通 寄組山内縫殿廣通。初通久、廣久、千槌、采女、伊織。延享四年十一月五日卒。六十歳。

【注2】毛利彦三郎 本文書40頁注2参照。

【注3】監物様 本文書34頁注5参照。

【45頁】

源六 後小倉尚斎 大門之額文字容衆 明倫館之両文

字草場兵藏書

一 御城二の丸東の御門より濱崎河島大嶋 橋の誤記 通南ノ御門迄川辺を

廻り 八十九町五十九間  
但二里十七丁余也

はぎ  
菘四方之山隈未考

一 片側 河 の御堀幅十四間有之 堀の端家無之 元和八年町家出来

其後元文四年山内縫殿 注1 執行之時堀を埋幅八間にして石垣出来

橋本川之井手口 注2 より水筋を付新堀 注3 へ続き夫より片側 河 の堀江続き此

時片側之門も造候

壁出来左右の家を除候 海より小船往来被成様子造り候 尤溝筋海

辺江ハ浪打込候故捨石夥敷して堀筋へ土橋を懸大道出来候而

御藏元の方江自由に往来相成候事

【注1】山内縫殿 本文書44頁注1参照。

【注2】橋本川之井手口 玉井(江)川口のこと。

【注3】新堀 貞享四年(1785) 萩城三郭の外堀(平安古河岸)から田町南方を唐樋までの間10余町に溝を掘りこれを新堀とした(萩市史第一卷 239-459頁)

【46頁】

一 萩廻り田畠石高寛延四未ノ年初春沖原 注1 畔頭五郎左衛門江  
問し処に彼者物語凡八千石と云

一 萩の町割始之時辰巳を角無之様二少し角違に積りたり 注2 と

古キ工匠語りし 左も有へし北極を考て可昭明也 御城ハ東

南を請 萩ハ西北を請く所なればなり

一 渡り口 注3 と云名は古ハ松本へ此地より船渡と云 其後真中に洲

賀 注4 出来たり其所土取場と成 或ハ土原 ヒジハラ と云しと也 その後

中嶋となり後にハ追々家を作る 右土原と云也 虚言 虚 不知也

一 花松 たか 埵 たか と云ハ御打入之時花松と云地神経 注5 の盲人御供せり

是か三味線座頭と地神経と兼而相勤候由 此者宅地此邊に

有し故花松埵と云なり 近年迄菊部と云座頭右之流被成